

発 信 者	警 察 本 部 長	発 信 年 月 日	4 . 3 . 2 4
宛 先	所 属 長	担 当 課	警 務 課

長野県警察サイバーセキュリティ戦略推進委員会設置要綱の改定について

1 趣旨

本県警察においては、本部長通達「長野県警察サイバーセキュリティ戦略推進委員会設置要綱の改定について」（令和2年3月19日付け務226ほか、以下「旧通達」という。）に基づき「長野県警察サイバーセキュリティ戦略推進委員会設置要綱」を定め、組織の総合力を発揮した効果的な対策を推進しているところであるが、令和4年度の組織改正等を踏まえ、別添のとおり同要綱を改定したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

2 改定内容

令和4年度の組織改正に伴い「サイバー攻撃対策及び警備犯罪捜査」の所掌が警備第一課から警備企画課へ移管されたこと等により改定するもの。

長野県警察サイバーセキュリティ戦略推進委員会設置要綱

1 目的

この要綱は、深刻化するサイバー空間の脅威に先制的かつ能動的に対処するとともに、長野県警察におけるサイバーセキュリティ戦略について、組織の総合力を発揮し、効果的な対策を推進するための体制を整備することを目的とする。

2 サイバーセキュリティ戦略推進委員会

(1) 委員会の設置

長野県警察におけるサイバーセキュリティ戦略の推進に係る基本方針の策定その他の重要な意思決定を行うため、警察本部に長野県警察サイバーセキュリティ戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(2) 委員会の任務

委員会は、長野県におけるサイバー犯罪・サイバー攻撃の情勢、長野県警察の各部門におけるサイバーセキュリティ戦略の推進状況等を踏まえ、サイバーセキュリティ戦略の推進に係る基本方針を定めるとともに、次に掲げる事務に関し、長野県警察サイバーセキュリティ戦略推進委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を指揮し、4に定める長野県警察サイバーセキュリティ戦略推進総合プロジェクト（以下「総合プロジェクト」という。）を管理する。

ア サイバーセキュリティ戦略の推進に係る総合的な企画及び調整

イ サイバーセキュリティ戦略の推進に係る人材育成及び装備資機材等の整備

ウ サイバーセキュリティ戦略の推進に係る関係所属間の連携

エ サイバー犯罪・サイバー攻撃に係る事件指導及び合同・共同捜査の実施

オ 国民生活又は社会経済活動に影響を及ぼすおそれのあるサイバー犯罪及びサイバー攻撃を見据えた対応の検討

カ 警察における、より堅牢な情報セキュリティの確保

キ アからカに掲げるもののほか、委員長が必要と認めるもの

(3) 委員会の体制

委員会は、委員長、副委員長及び委員によって構成し、委員長には警察本部長を、副委員長には警務部長を、委員には、部長会議に係る訓令（平成29年長野県警察本部訓令第22号）第2条第1項に規定する部長会議の出席者をもって充てる。

(4) 委員会の運営

ア 委員会は、委員長が必要に応じて開催し、会議を主宰する。

イ 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

ウ 副委員長は、委員長を補佐し、必要があるときはその職務を代理する。

(5) その他

委員会は、総合プロジェクトにおいて実施する施策について、幹事会に専決させることができる。

3 幹事会

(1) 幹事会の設置

委員会の下部組織として幹事会を置く。

(2) 幹事会の任務

幹事会は、委員会から付託された事項を審議するとともに、総合プロジェクトを指揮監督することを任務とする。

(3) 幹事会の体制

幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事によって構成し、幹事長には警務部長を、副幹事長には警務課長を、幹事には別紙1に掲げる職にある者をもって充てる。

(4) 幹事会の運営

ア 幹事会の会議は幹事長が必要に応じて招集し、会議を主宰する。

イ 幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

ウ 副幹事長は、幹事長を補佐し、必要があるときはその職務を代理する。

エ 長野県警察の情報セキュリティに関する訓令（平成19年長野県警察本部訓令第5号）第4条に規定する情報セキュリティ委員会と連携して各種取組を推進する。

4 総合プロジェクト

(1) 警察組織の総合力を結集したサイバーセキュリティ戦略を効率よく推進するため、総合プロジェクトを置く。

(2) 任務

総合プロジェクトは、その管理下に置く組織基盤強化プロジェクト及びサイバー犯罪・攻撃対策プロジェクトを総括し、サイバーセキュリティ戦略に係る具体的施策を推進することを任務とする。

(3) 総合プロジェクトの体制

総合プロジェクトは、総合プロジェクトリーダー、総合プロジェクト副リーダー及び総合プロジェクト員で構成し、それぞれ、別紙1に掲げる職にある者をもって充てる。

(4) 総合プロジェクトの運営

ア 総合プロジェクトは、総合プロジェクトリーダーが必要に応じて招集し、会議を開催する。

イ 総合プロジェクトリーダーは、必要と認めるときは、総合プロジェクト員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

5 組織基盤強化プロジェクト、サイバー犯罪・攻撃対策プロジェクト

(1) 各プロジェクトの任務及び体制

各プロジェクトの任務及び体制は、別紙2及び別紙3のとおりとする。

(2) 各プロジェクトの運営

ア 各プロジェクトは、総合プロジェクトリーダーが必要に応じて招集し、各プロジェクトのリーダーが会議を主宰する。

イ 総合プロジェクトリーダーは、必要と認めるときは、各プロジェクト構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 サイバーセキュリティ総括責任者等

(1) サイバーセキュリティ総括責任者

長野県警察におけるサイバーセキュリティ戦略の推進を総括するため、サイバーセキュリティ総括責任者を置き、警務部長の職にある者をもって充てる。

(2) サイバーセキュリティ責任者

サイバーセキュリティ総括責任者を補佐し、長野県警察におけるサイバーセキュリティ戦略を推進するため、サイバーセキュリティ責任者を置き、警務課長の職にある者をもって充てる。

(3) サイバーセキュリティ副責任者

サイバーセキュリティ責任者を補佐し、長野県警察におけるサイバーセキュリティ戦略を推進するため、サイバーセキュリティ副責任者を置き、警務課サイバーセキュリティ戦略推進室長、サイバー犯罪捜査課次長及び警備企画課指導官の職にある者をもって充てる。

7 委員会、幹事会及び総合プロジェクトの庶務

委員会、幹事会及び総合プロジェクトの庶務は、警務課サイバーセキュリティ戦略推進室が担当する。

長野県警察サイバーセキュリティ戦略推進委員会等

サイバーセキュリティ戦略推進委員会

- ・ 委員長 警察本部長
- ・ 副委員長 警務部長（サイバーセキュリティ総括責任者）
- ・ 委員 部長会議の出席者

サイバーセキュリティ戦略推進委員会幹事会

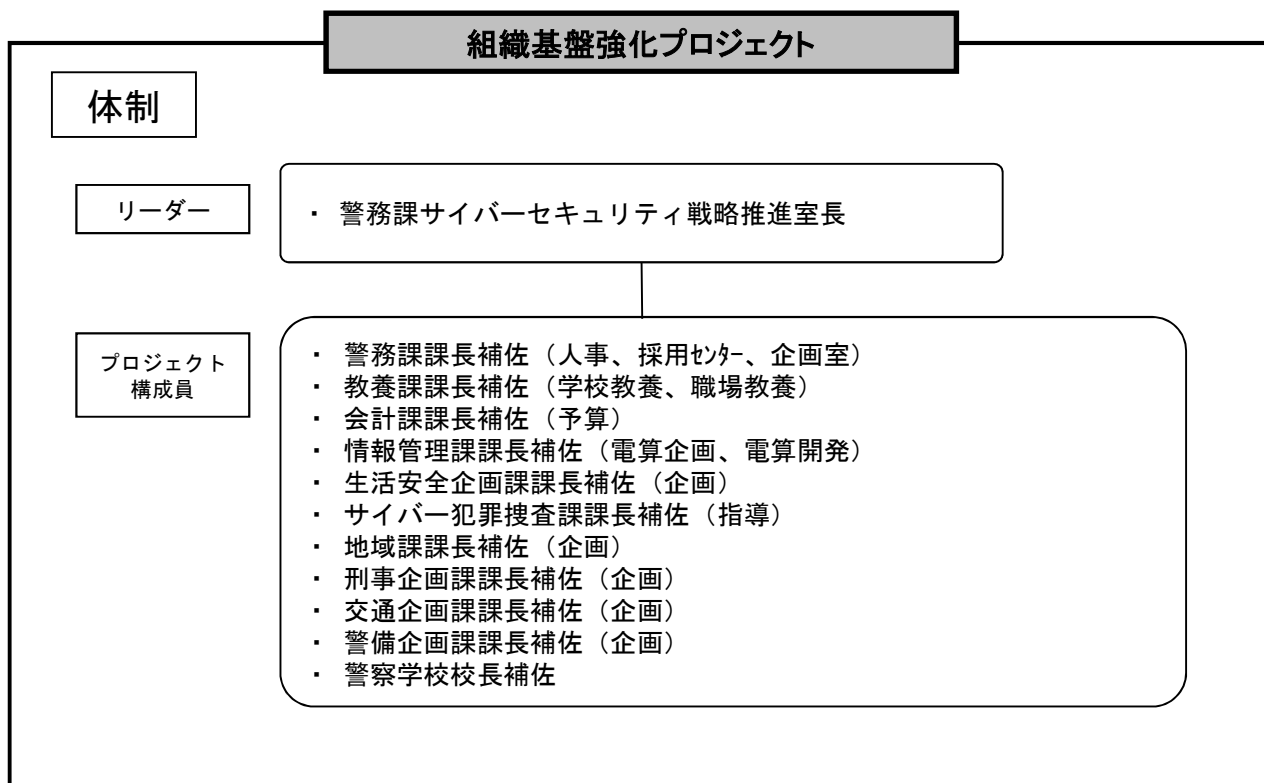
- ・ 幹事長 警務部長（サイバーセキュリティ総括責任者）
- ・ 副幹事長 警務課長（サイバーセキュリティ責任者）
- ・ 幹事 会計課長、情報管理課長、生活安全企画課長、サイバー犯罪捜査課長、地域課長、刑事企画課長、交通企画課長、警備企画課長
関東管区警察局長長野県情報通信部通信庶務課長、
関東管区警察局長長野県情報通信部情報技術解析課長

サイバーセキュリティ戦略推進総合プロジェクト

- ・ リーダー 警務課長（サイバーセキュリティ責任者）
- ・ 副リーダー 警務課サイバーセキュリティ戦略推進室長
（サイバーセキュリティ副責任者）
サイバー犯罪捜査課次長（サイバーセキュリティ副責任者）
警備企画課指導官（サイバーセキュリティ副責任者）
- ・ プロジェクト員 警務課警察職員採用センター室長兼管理官、
警務課企画室長、教養課次長、会計課監査室長、
情報管理課管理幹、生活安全企画課指導官、
地域課指導官、刑事企画課指導官、交通企画課指導官、
関東管区警察局長長野県情報通信部情報技術解析課次長

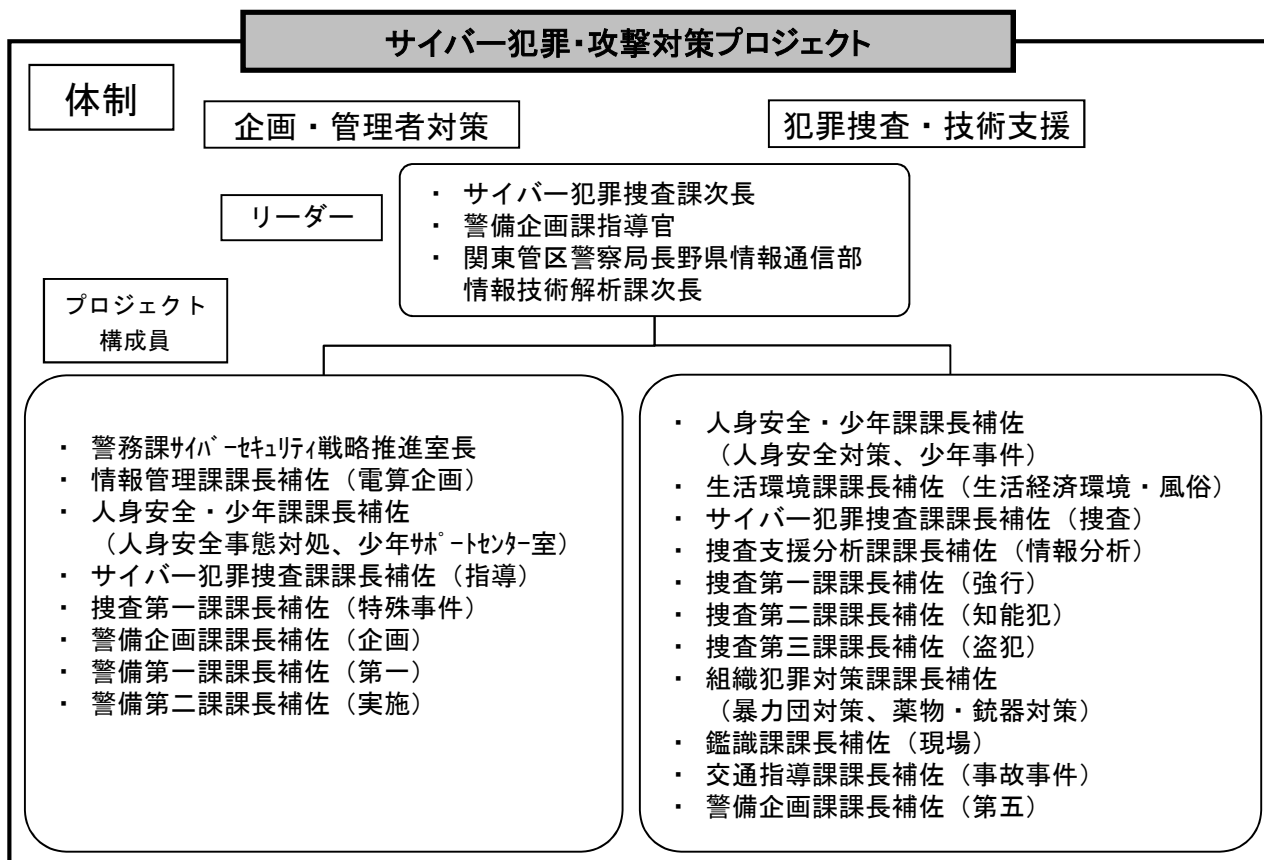
組織基盤強化
プロジェクト

サイバー犯罪・攻撃対策
プロジェクト



任務

- 部門間連携の推進
 - ・ 部門間の連携強化の推進
 - ・ 人的資源及び物的資源の部門横断的な活用の推進
- サイバー空間の脅威への対処に関する人的・物的基盤の強化
 - ・ 計画的な人材育成の推進
 - ・ 実践的な教養の推進
 - ・ 人材確保のための取組の推進
 - ・ 専門的捜査員の育成の推進
 - ・ 警察全体の対処能力の底上げ
 - ・ 情報技術の解析に係る教養の推進
 - ・ 資機材の整備の推進
- 警察における堅牢な情報セキュリティ対策
 - ・ 全警察職員の情報リテラシーの向上に係る取組の推進
 - ・ 情報流出防止対策の推進
 - ・ 情勢に応じた情報セキュリティ対策の推進
 - ・ C S I R T の対処能力強化の推進



任務

企画・管理者対策

- 国際連携の推進
 - ・ 国際捜査共助の枠組みの活用
- 産学官の知見を活用した対策の推進
 - ・ 日本サイバー犯罪対策センター（JC3）等との連携の推進
 - ・ インターネットバンキングに係る不正送金事犯等の被害防止対策の推進
 - ・ 事後追跡可能性の確保
- 民間事業者等における自主的な被害防止対策の推進
 - ・ 社会全体におけるセキュリティ意識の向上
 - ・ 児童や保護者等に対する広報啓発活動の推進
 - ・ サイバーボランティアの活動支援
 - ・ 民間事業者等とのパートナーシップの構築の推進

犯罪捜査・技術支援

- サイバー犯罪に対する捜査等の推進
 - ・ 高度な情報技術を悪用したサイバー犯罪に係る捜査の推進
 - ・ 各事件主管課による主体的なネットワーク利用犯罪に係る捜査の推進
 - ・ インターネットを利用した児童を対象とする性犯罪の取締りの推進
 - ・ 新たな犯罪手口、脅威情報等の情報収集・分析の推進
- 国の公安を脅かす事案の防止及び対処
 - ・ 脅威情報の収集・分析の推進
 - ・ 実態解明及び被害防止の推進
 - ・ 事案対処能力の強化
 - ・ サイバーフォースによる技術支援の活用